

被災地域産業再興支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、令和2年（2020年）7月豪雨により被災した地域が、「地域産業」、「まち」そのものが失われかねない危機に直面していることを踏まえ、被災事業者の生業再建に向け、当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域の核となる団体の活動を支援し、地域産業全体の再興を総合的に後押しするため、予算の範囲内において被災地域産業再興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域の核（法人格・構成員数・行政の関与等で総合的に判断）となる団体であって、被災地域に主たる事務所等を有し、被災地域で活動していること。
- (2) 令和2年（2020年）7月豪雨により被災し、事業再開までに3カ月以上を要する事業者を含む10者以上で構成される団体であること。
- (3) 団体及び構成員が新型コロナウイルス感染症拡大の影響禍においても、経営継続の意思があること。
- (4) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者が含まれていないこと、また、その統制下にある団体ではないこと。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める団体ではないこと。

2 知事は、前項第6号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長あて照会することができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象団体が実施する、令和2年（2020年）

7月豪雨による被災事業者の生業再建に向け、当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など地域産業全体の再興に資する取組みとする。

2 前項の補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 被災事業者のニーズや地域産業の課題に的確に対応した事業であること。
- (2) 国、県又はこれらに関係する団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- (3) 設備又は備品等の取得のみを目的とする事業でないこと。
- (4) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。
- (5) 単なる金銭的給付を行うものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の遂行に当たり、当面の収益確保、事業再起及び本格的な事業展開に向けた地域産業一体となった取組みなどに要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象団体の組織や施設の運営に要する経費。
- (2) 月極の給与、賞与、退職金その他各種手当等の人件費に要する経費。ただし、補助対象事業実施に当たって、必要となる職員を新たに雇用する場合の人件費を除く。
- (3) 飲食に要する経費。ただし、商品開発にあたり必要な材料等に要する経費を除く。
- (4) 土地、建物等の取得に要する経費。
- (5) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費等に要する経費。
- (6) その他、知事が不相当と認める経費。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助率は定額とする。

- 2 補助金の額は1団体当たり、3,000万円を上限とする。ただし、知事が特に支援を要すると認めた団体については、5,000万円を上限とする。
- 3 補助対象経費に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(募集期間)

第6条 補助事業の募集期間は別途定める。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、事業計画申請書(別記第1号様式)を募集期間内に2部提出するものとする。なお、事業計画書作成に当たっては、被災した構成員への支援が重点事項として位置付けられていることを要する。

2 事業計画書の提出に当たっては、次の各号の関係書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号の2様式)
- (2) 収支予算書(別記第1号の3様式)
- (3) 誓約書(別記第1号の4様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(事業計画書の審査)

第8条 提出された事業計画書に基づき、事業内容の審査等を経て、事業計画書提出者に対し補助金内示通知書(別記第2号様式)により通知する。

2 前項の審査要領は別に定める。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(別記第3号様式)によるものとする。ただし、補助金の交付申請は補助金内示通知書を受領した補助対象団体に限る。

2 規則第3条第2項に規定する添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号の2様式)
- (2) 収支予算書(別記第1号の3様式)
- (3) 誓約書(別記第1号の4様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条第1項の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第10条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第15条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第11条 規則第7条第1項の規定による変更事由は、補助事業の内容に著しい変更が生じた場合とする。

2 規則第7条第1項の規定による変更申請は、補助金変更申請書(別記第5号様式)によるものとし、添付書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(別記第5号の2様式)
- (2) 変更後収支予算書(別記第5号の3様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)、補助金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(実施状況報告)

第13条 規則第11条の規定による実施状況報告は、知事が必要であると認める場合は、実施状況報告書(別記第8号様式)により、補助対象団体に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記第9号様式）を2部提出しなければならない。

2 規則第13条の規定に規定する添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実施内容報告書（別記第9号の2様式）
- (2) 証拠書類（領収書の写し等）
- (3) 事業の遂行を確認できる写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和3年（2021年）3月15日のいずれか早い日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

4 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第16条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記第11号様式）により行うものとし、添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書（別記第12号様式）によるものとし、添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金概算払請求書（別記第12号の2様式）
- (2) 契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

（事情変更による決定の取消し等）

第17条 規則第9条に規定する事情変更による決定の取消しは、交付決定取消通知書（別記第13条様式）により行うものとし、第10条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、

次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - (6) 補助事業者が、第14条で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助対象団体は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(別記第14号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第19条 規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産(以下「取得財産等」という。)とし、同項に規定する期間は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準じるものとする。
- 2 補助対象団体は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(別記第15号様式)を備え管理しなければならない。
- 3 補助対象団体は、取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳(別記第15号様式)の写しを添付しなければならない。
- 4 規則第21条第2項に規定する知事の承認申請は、取得財産等処分承認申請書(別記第16号様式)によるものとする。

5 知事は、規則第21条第2項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助対象団体が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助対象団体に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(補助事業の経理等)

第20条 補助対象団体は、補助対象経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(証拠書類の保管)

第21条 規則第23条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(その他必要な事項)

第22条 この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年(2020年)8月21日から施行し、令和2年(2020年)7月3日から適用する。